

東京都競技力向上推進本部設置要綱

(設置)

第1 東京都の競技選手に関する競技力向上事業を効果的に推進するため、東京都スポーツ振興局に「東京都競技力向上推進本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 東京都選手の発掘・育成・強化方策に関すること。
- (2) 東京都選手の指導者の育成・確保に関すること。
- (3) スポーツ医・科学サポート体制の整備に関すること。

(構成)

第3 本部は、本部長、副本部長、委員及び特別委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 別表1-1に掲げる団体に所属する者のうち、東京都スポーツ振興局長が委嘱する者
- (2) 別表1-2に掲げる職にある者
- (3) (2)に掲げる職にある者のほか、所掌事項に関し教育庁で関連する職にある者

3 特別委員は、所掌事項に関し識見を有する者のうち、東京都スポーツ振興局長が委嘱する者とする。

4 委員及び特別委員の任期は、2年とする。ただし、平成23年に委嘱する委員については、平成26年3月31日までとし、再任を妨げない。

(本部長及び副本部長)

第4 本部長は東京都副知事の職にある者をもって充てる。

2 副本部長は、財団法人東京都体育協会理事長の職にある者及び東京都スポーツ振興局長(以下「局長」という。)の職にある者をもって充てる。

3 本部長は、本部を招集し、主宰する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(部会)

第5 本部の協議事項の整理、その他本部長から指示のあった事項を処理するために、「強化部会」、「指導者部会」及び「医・科学部会」の各部会を置く。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって構成する。

3 部会委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 別表2-1に掲げる団体に所属する者及びスポーツ医・科学に関し識見を有する者のうち、局長が委嘱する者
- (2) 別表2-2に掲げる職にある者
- (3) (2)に掲げる職にある者のほか、所掌事項に関し教育庁で関連する職にある者

4 部会長及び副部会長は、部会委員の中から局長が選任し、委嘱する。

5 部会長、副部会長及び部会委員の任期は、2年とする。ただし、平成23年に委嘱する委員については、平成26年3月31日までとし、再任を妨げない。

(作業部会等)

第6 本部長及び各部会長は、必要があると認めるときは、作業部会等を置くことができる。

(意見聴取)

第7 本部長及び各部会長は、必要があると認めるときは、委員、特別委員又は部会委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8 本部の設置期間は、本部が設置されたときから平成26年3月31日までとする。

(庶務)

第9 本部の庶務は、スポーツ振興局スポーツ事業部において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月16日から施行する。(22ス事調第6号)

附 則

この要綱は、平成23年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

別表 1 - 1

団 体 名
財団法人東京都体育協会
財団法人東京都スポーツ文化事業団
特別区教育長会
東京都市教育長会
東京都町村教育長会
東京都高等学校体育連盟
東京都中学校体育連盟
東京都小学校体育連盟
東京私立中学高等学校協会

別表 1 - 2

職 名
スポーツ振興局スポーツ祭東京推進部長
スポーツ振興局スポーツ事業部長
警視庁警務部教養課長

別表 2 - 1

団 体 名
財団法人東京都体育協会
財団法人東京都スポーツ文化事業団
東京都高等学校体育連盟
東京都中学校体育連盟
東京都小学校体育連盟
東京私立中学高等学校協会

別表 2 - 2

職 名
スポーツ振興局スポーツ祭東京推進部競技課長
スポーツ振興局スポーツ事業部調整課長